

阪急電鉄株式会社に対する業務監査の実施結果

項 目	主 な 取 組 み 状 況 等	所 見	所見に対する回答
1.地震などの大規模災害時における旅客の避難誘導・帰宅困難者対応に関する事項 (1)地震などの大規模災害時における対応体制・訓練等について	・ 阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）では、大規模災害等が発生した場合に対応するため、緊急事態対策本部の設置などを定めた緊急事態対策規程や災害の種類に応じた防災体制を定めた防災要綱などを策定している。また、災害時における非常参集体制については、各部において連絡体制を定めるとともに、社員の安否についても、安否確認システムにより確認を行うなど、防災対応がとれるよう体制を整備している。 ・ 利用者の避難誘導については、災害時における対応体制や対応方法を定めるとともに、避難経路図を準備し、迅速に利用者を最寄りの公共避難場所へ誘導できるようにしている。また、運行情報や災害情報等についても、構内放送やデジタルサイネージ等により情報提供をすることとしている。 ・ また、阪急においては、津波の危険がある区間があることから、津波浸水予想図を作成するとともに、避難誘導先を定めている。 ・ 平成25年度における避難誘導訓練に	・ 近年、東南海・南海地震等を想定した防災意識が高まっている中、鉄道事業者に求められている役割は重要である。既に対策がとられているものについては、今後とも実効性を持つよう教育・訓練等を通じて現場に浸透させていくことが重要であり、利用者の安全確保の観点から、常日頃から万全な態勢を整えておく必要がある。	大規模災害発生時は、お客様の安全確保を最優先とした取扱いを実践できるよう、教育・訓練を継続的に実施してまいります。

(2)帰宅困難者対応について	については、全社合同訓練をはじめ駅部、列車区における訓練を計23回実施したほか、自治体、警察、消防等と連携した合同訓練を3回実施している。 ・阪急においては、現在、「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」、「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会」や「嵯峨・嵐山地域帰宅困難者観光地対策協議会」等に参加し、帰宅困難者対策の議論を進めているところである。こうした協議会等における議論を踏まえて、今後、帰宅困難者対策の方針を検討していくとのことであるが、一時待機スペースの調査の実施や帰宅困難者向けの備蓄品について駅構内設置の自動販売機の活用を検討している。 ・さらに、不動産事業本部やグループ企業のホテル会社、百貨店を中心としたリテールグループとの連携も視野に入れながら、対策の検討を進めていくこととしており、今後の帰宅困難者対策の進展が期待されるところである。	・帰宅困難者対策については、平成24年9月に、内閣府及び東京都が共催し、総務省、国土交通省、首都圏の地方自治体や放送・通信・輸送等関連事業者が参加する「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において最終報告がとりまとめられ、大規模災害時における帰宅困難者発生により生じる社会的混乱を防止するため、 ・「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」(大規模な集客施設や駅等の事業者が利用者保護を適切に行うための参考となる手順等を示したもの) ・「駅前滞留者対策ガイドライン」(駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者対策協議会を設置しようとする地方公共団体において、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組を円滑に実施する際の参考となる手順等の具体的な内容を示し	引き続き、沿線自治体が主導する帰宅困難者対策に関する協議会に積極的に参加するとともに、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」および「駅前滞留者対策ガイドライン」を踏まえ、鉄道事業者として可能な対応に取り組んでまいります。
-----------------------	---	--	--

		たもの) などが策定された。 ・この最終報告を踏まえ、鉄道局からは、鉄道事業者自ら取り組むことが可能な事項については、引き続き積極的・計画的に行うよう要請しているところである。 ・大規模災害時には、大量の帰宅困難者の発生が想定されるところ、鉄道事業者単独での対策には限界があることから、地方公共団体、民間事業者等、多様な関係者が連携し、官民の適切な役割分担の下、対策を進めることが重要であり、鉄道事業者においてもその役割を果たしていくことが必要である。 ・引き続き、現在、参加している協議会における議論を踏まえながら、帰宅困難者対策を進めるとともに、鉄道駅の公共性を踏まえて、一時待機スペースの検証や飲料水等の備蓄品の確保など、自ら取り組むことが可能な事柄については積極的に実施していく必要がある。	
--	--	---	--